

日本国環境省及び中華人民共和国国家環境保護総局による
コベネフィット研究とモデル事業の協力実施に関する意向書

日本国環境大臣である鴨下一郎及び中華人民共和国国家環境保護総局局長である周生賢は、2007年12月1日に、北京で会談を行った。双方は友好的な雰囲気の中で、日本国環境省及び中華人民共和国国家環境保護総局（以下「双方」という。）による、汚染物質削減及びそれによる温室効果ガスの排出減少のコベネフィットの共同研究・モデル事業の実施につき、以下の意向を表明した。

一、双方は、汚染物質削減が中国の「十一次五カ年計画」期間における環境保護業務の重要な活動であるとともに、当該活動が中国の温室効果ガスの排出減少に重要な共働効果を有することを認識した。このため、双方はコベネフィット研究とモデル事業（以下「コベネフィット事業」という。）の協力実施に同意した。

二、双方は、コベネフィット事業の合同ワーキングチーム（以下「合同ワーキングチーム」という。）を組織し、チームリーダーは各自の局長級政府要員が務める。合同ワーキングチームは、事業の指導、調整及び取りまとめを行う。合同ワーキングチーム事務局は、日中友好環境保全センター内に設立する。

三、コベネフィット事業は、エネルギー消費が大きく、汚染が著しい鉄

鋼などの業種を主要産業とする中国の一部の都市を対象に、技術、経済、政策及び環境効果等の面から、現地の汚染物質削減実施方案を評価及び十全なものとし、それを踏まえ、汚染物質削減方案のモデル事業を実施する。

四、双方は、産業界の関係者と開発支援機関がコベネフィットモデル事業へ参加すること及び一部の CDM プロジェクトを検討・開発することを奨励する。

五、双方は、産業界がコベネフィット協力の技術交流と技術移転を実施する中で、知的財産権の保護を重視すべきことについて、意見の一致をみた。

六、双方は、2008 年からコベネフィット事業を開始し、実施期間は暫定的に 3 年間と定める。

七、その他の事項については、双方の関係機関の協議によって定める。

本書は、2007 年 12 月 1 日に、北京で署名され、日本語及び中国語により、それぞれ二通を作成した。

日本国環境省

中華人民共和国国家環境保護総局